

# 奈良西リトルシニア野球協会会則

## 第1条（名称）

本会は財団法人全日本リトル野球協会リトルシニア関西連盟に所属し、奈良西リトルシニア野球協会と称する。

## 第2条（目的）

地元地域の野球を愛する中学生に対し硬式野球を正しく指導し体力、技術の向上を図りスポーツ精神を養うとともに団体生活におけるチームワークの重要性を理解させ、野球を通じて規律を重んじる明朗な社会人として次代を担う人材の育成を図ることを目的とする。

## 第3条（事業）

本協会はその目的の達成の為、次の事業を行う。

- （1）全日本リトルシニア野球協会の主催する大会への参加。
- （2）他のチームとの親善試合及び練習。
- （3）地元地域への貢献活動。
- （4）その他目的達成に必要と認められる活動。

## 第4条（構成）

本協会は入会手続きを完了した会員、練習生にて構成する。

## 第5条（運営）

本協会は本協会の設立目的に賛同する者と会員の父兄により運営する。  
本協会の本部事務局を会長の定める所に置く。

## 第6条（役員）

本協会の運営を円滑に行い、目的を達成する為に次の役員を置く。

- （1）会長1名、副会長若干名、事務局長1名。（本部役員）
- （2）会長判断による必要に応じて、顧問若干名、相談役若干名。（諮問機関）
- （3）会計1名、会計監査1名、事務局若干名（フロント部）
- （4）監督1名、ヘッドコーチ1名、コーチ数名（指導スタッフ部）
- （5）審判部部長1名審判員数名。（審判部）

## 第7条（役員任務）

- （1）会長は本協会を代表して会務を統括する。本部役員会議、その他の会議を組織し重要事項を審議決定し執行する。
- （2）副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときその職務を代行する。
- （3）事務局長は渉外活動、協会内の事務運営の総括を行う。
- （4）事務局は事務局長の補佐を行う。
- （5）会計は協会運営の会計を総括する。
- （6）会計監査は会計業務の監査をする。

( 7 ) 指導スタッフ部は会員全員を把握しチーム作りをする。

( 8 ) 諮問機関は会長の諮問に応じ答申する。

#### 第 8 条 ( 役員選任 )

( 1 ) 会長の選出は前会長による指名とし、本部役員会の承認を得るものとする。指名なき場合は本部役員会で選出する。

( 2 ) 会長は副会長、事務局長、会計、会計監査を選出する。

( 3 ) 事務局長は事務局スタッフを選出し本部役員会の承認を得るものとする。

( 4 ) 事務局長は保護者正副会長、会計正副部長および婦人部正・副部長を選出し、本部役員会の承認を得るものとする。

( 5 ) 監督の選出 ( 任命 ) は会長が行い、本部役員会の承認を得るものとする。

#### 第 9 条 ( 役員任期 )

起算は9月とし、途中交代は前任者任期の残存期間とする。

( 1 ) 本部、フロント部の役員任期は 3 年とする。再任は妨げない。

( 2 ) 保護者会役員任期は 1 年とする。

( 3 ) 指導スタッフ部、審判部任期は 3 年とする。再任は妨げない。

( 4 ) 役員は任期中に本協会の名誉を毀損するような行動及び本会目的に反する行動など不健全な社会人とみなされた場合、会長判断にて任を解く。その他本部役員会の議決にてこれを解任することができる。

#### 第 1 0 条 ( 入会, 退会 )

本協会会員は中学 1 年生より 3 年生に限る。但し小学生であっても練習生として入団できる。

( 1 ) 本協会の目的に賛同できる上記資格者

( 2 ) 保護者同伴にて面談を行い、監督の認めた者に限り入会できる。但し入会許可が出ない場合本部役員会にて協議するものとする。

( 3 ) 入会許可を受けた者は直ちに所定の入会申し込み用紙を提出し入会金を納めなくてはならない。

( 4 ) 入会許可を受けた者は全日本リトルシニア野球協会の規定に基く障害保険に加入すること。又本協会に誓約書を提出しなければならない。

( 5 ) 退会は会員の申し出により認めるが、退会届を提出すること。

( 6 ) 会員としてふさわしく無い行動 ( 第 1 1 条 )、規約違反を起した場合本部役員会の決議にて退会させる。

( 7 ) 保護者が特段の事由なく本協会に非協力的であったり、批判したり、チーム内を攪乱したりした場合その保護者に対し警告、謹慎、退団 ( 会員共 ) させることができる。

#### 第 1 1 条 ( 処罰該当事項 )

( 1 ) 勉強を怠る者。

- ( 2 ) 保護者の言うことを聞かない者。
- ( 3 ) 無断で練習を休む者。
- ( 4 ) 規律、礼儀等を守れず、チームワークを乱す者。
- ( 5 ) 監督、コーチ及び役員指示に逆らう者。
- ( 6 ) 非行に走る者。

上記事項に該当する場合本部役員決議により練習停止を命ずる。

尚、卒団後も上記に該当する場合本部役員にて処分決議する。

#### 第 1 2 条 ( 会議 )

本協会の会議は本部役員会、フロント会議、指導スタッフ会議および総会とする。

- ( 1 ) 本部役員会は原則毎月 1 回とするが、必要に応じ臨時に開くことができる。
- ( 2 ) フロント会議は原則 2 ヶ月に 1 回とする。但し必要に応じ臨時に開くことができる。
- ( 3 ) 指導スタッフ会議は監督、コーチ全員で構成し、原則毎月 1 回とするが、必要に応じ臨時に開くこともでき、会員の育成、指導方針等について話し合う。
- ( 4 ) 総会は年 2 回 ( 4 月、8 月 ) とする。但し必要に応じ本部役員承認のうえ臨時に開くことができる

#### 第 1 3 条 ( 運営費 )

本協会は次により運営する。

- ( 1 ) 入会金 ( 初年度のみ ) 10 , 0 0 0 円
- ( 2 ) 会費 ( 月額 ) 1 5 , 0 0 0 円 ( 2 人目より半額 )
- ( 3 ) 保険連盟規約に基く保険に加入
- ( 4 ) その他本協会の目的に対する賛同者の寄付金など

#### 第 1 4 条 ( 会計年度 )

本会の会計年度は、毎年 9 月 1 日より翌年 8 月 3 1 日までとする。

尚、年 1 度、会計監査を執り行うものとする。

#### 第 1 5 条 ( 禁止事項 )

役員は次の事項をしてはならない。

- ( 1 ) 保護者に対しプライベートな部分に、過分に関与をしてはならない。
- ( 2 ) 保護者からの現金・商品券等の謝礼を受け取ってはならない。
- ( 3 ) 金銭貸借、物品販売、宗教等の勧誘をしてはならない。

#### 第 1 6 条 ( 規約変更 )

本協会規約の変更は本部役員会の決議を経て役員会の 3 分の 2 以上の賛同を得て行う。

附則この規約は2010年1月24日より施行する。